



筑紫女学園大学リポジット

Art-historical Materials Extracted from the
” Dazaikannaishi” : Part Four

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 知美, KOBAYASHI, Tomomi メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1001

太宰管内美術史料（稿） 4

附〔調査概報〕宗像大社所蔵の阿弥陀経石木製模刻～阿弥陀経石の受容と展開～

小林 知 美

Art-historical Materials Extracted from the "Dazaikannaishi": Part Four

Tomomi KOBAYASHI

前文

本研究の目的は、『太宰管内志』（伊藤常足編、天保12年〈1841〉）所収の美術に関わる記事の抜粋をとおして、神仏分離以前の当地域の美術の在り方を歴史的に考察することにある。伊藤常足は、神官（筑前国鞍手郡古門村の古物神社）の職を勤めながら、儒学を亀井南冥に、国学を青柳種信に学んだ人物である。『太宰管内志』は編纂史料ではあるが、その史料の量の豊富さと質の幅広さは、九州地方の地誌の中で際立っている。

本稿では既刊の「太宰管内美術史料（稿） 1」「同 2」「同 3」でとりあげた『太宰管内志』筑前国 1～8（筑前国志、怡土郡、志摩郡、早良郡、那珂郡）に続き『太宰管内志』筑前国 11～14（宗像郡）を対象とした史料抜粋に加え、宗像大社所蔵の「阿弥陀経石木製模刻」についての調査にもとづく論考を附す。

凡例

- 一、本稿は、『太宰管内志』（天保12年〈1841〉伊藤常足著、昭和44年〈1969〉歴史国書社刊本）より美術関係史料を抜粋したものである。
- 二、太宰管内美術史料（稿） 4 では、『太宰管内志』筑前国 11～14（宗像郡）を対象とした。
- 三、抜粋の対象としたのは、下記①～④の条件に合致する絵画・彫刻・書跡・工芸・建造物等である。

- ①時代、制作に関与した人名の明確な作品
- ②造形に関する評価を伴う作品
- ③美術の範疇でとらえうる史跡
- ④歴史上著名な人物に関わる伝承を伴う作品

四、事項は所載順に並べ、項目は通し番号、所載箇所、種別、作品名、時代、人名、網文、本文、引用元、備考とする。

五、文字は常用漢字を用い、異体や旧字体などはつとめて常用漢字に改めた。

六、割注はく > で、返り点は㊦、①②③、㊧㊨で示した。

001

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上 (348頁 6行)
- 2 種別 建築物
- 3 作品名 金崎ノ船瀬
- 4 時代 神護景雲元年 (西暦767年)
- 5 人名 僧寿応
- 6 網文 宗像郡の大領外従六位下宗形朝臣深津と妻竹生王、僧寿応の誘により金崎ノ船瀬を造るを以て、各々外従五位下、従五位下受く。
- 7 本文 神護景雲元年八月辛巳筑前国宗像郡ノ大領外従六位下宗形朝臣深津授外[㊦]従五位下其妻竹生王 (無位) 従五位下並[㊦]以被僧寿[㊦]応誘造金崎ノ船瀬也[㊦]
- 8 引用元 『続日本紀』28巻

002

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上 (349頁16行)
- 2 種別 工芸
- 3 作品名 勘合ノ印
- 4 時代 康正元年 (西暦1455年)
- 5 人名 宗像朝臣氏郷
- 6 網文 宗像朝臣氏郷が乙亥年に朝鮮に使いを派遣した時の勘合の印、大宮司の家に持伝す。
- 7 本文 [海東諸国記] に氏郷ハ乙亥年遣使來朝々書ニ称筑前州宗像朝臣氏郷約歳遣一船少貳殿管下與氏俊承国王之命為宗像主有麾下ノ兵、〔松下見林云〕 (中略) 乙亥ハ蓋明ノ景泰六年ハ我康正元年也 (中略) さて宗像より朝鮮に往来せし時の勘合ノ印と云もの今大宮司の家に持伝たり、)
- 8 引用元 『海東諸国記』・〔松下見林云〕

003

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上（368頁13行）
- 2 種別 工芸
- 3 作品名 紫綾蓋・平文野剣一腰・赤漆御弓一張・箭四筋・平文鉾一本
- 4 時代 寛仁元年（西暦1017年）
- 6 網文 一代一度奉幣使、筑前宗像・筑後高良・宇佐・香椎・肥後・阿蘇・石清水卅八所に紫綾蓋・平文野剣一腰・赤漆御弓一張・箭四筋・平文鉾一本を奉る。
- 7 本文 寛仁元年九月廿日（中略）可被定一代一度奉幣^①（中略）〈筑前宗像・筑後高良・宇佐・香椎・肥後・阿蘇・石清水〉已上卅八所被奉紫綾蓋^①〈四角ニ在金剛鈴^②〉・平文野剣一腰〈入赤細櫃^②〉・赤漆御弓一張、箭四筋、平文鉾一本（後略）
- 8 引用元 『左経記』 1 卷

004

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上（上巻369頁 6 行）
- 2 種別 建築物
- 3 作品名 宗像社
- 4 時代 長承 2 年（西暦1133年）
- 6 網文 宗像社炎上す。天養元年（1144）にも片脇館、三社之社檀、大宮司之館焼亡す。
- 7 本文 [百練抄六卷] に崇徳院長承二年五月廿八日言上（諸卿定申太宰府言上）宗像社炎上之事、[宗像大宮司系図] に天養元年七月氏信與氏平争^②当職^①合戦^②氏信戦負^①遂焼片脇館^②其外三社之社檀大宮司之館焼亡云々、
- 8 引用元 『百練抄』 6 卷・[宗像大宮司系図]

005

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上（370頁 2 行）
- 2 種別 建築物
- 3 作品名 宗像社
- 4 時代 寛喜 3 年（西暦1231年）
- 5 人名 往阿弥陀仏
- 6 網文 宗像社修理のため、筑前国曲村の地四十町を宛てんことを官に請う。勸進上人往阿弥陀仏が孤島を築き、葦屋津往還の船の漂涛の難が減り、新宮浜に漂涛する寄物が不足したため。
- 7 本文 左弁官下、太宰府応且任国司庁応宣且依往阿弥陀仏勸進状宛^①-用（管）筑前国宗像社ノ修理ノ用途同国曲村ノ地肆捨町事、（中略）於大小七十余社修理用途者往^①（昔以）来以葦屋津神（新）宮ノ浜漂涛之寄物致沙汰送数百歳之星霜而今往阿弥陀仏^②

哀彼漂涛之難築孤島助往還之船、休風波之煩因茲修理用途已以無足之由以關東狀
 經上奏之処早以曲村ノ田地可宛修理ノ用途之由召給国（司）庁宣畢、
 〔官符〕

8 引用元

006

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上（上巻375頁9行）
- 2 種別 彫刻
- 3 作品名 宗像第一宮尊神三体従神六体
- 4 時代 永禄7年（西暦1564年）
- 5 人名 京仏師深田次郎左衛門親子3人
- 6 網文 京仏師深田次郎左衛門親子3人、弘治3年（1557）に焼失した宗像第一宮尊神三
 体従神六体を造り畢る。
- 7 本文 〈宗像第一宮御宝殿置札〉に夫新造旨趣者去弘治三年丁巳卯月廿四日子尅自御内
 陳（ママ）^①放火有、（中略）奉始尊体数多之御神宝灰尽、（中略）永禄七年甲子仲
 夏到泊島有御社用学頭長秀凶師良秀渡海之処京仏師深田次郎左衛門與云者父子三
 人着岸不思儀（ママ）之宿願不浅之条則令同心申窺之処何事如之哉不廻踵可奉
 刻彫尊神之由被仰出同五月廿五日木屋入至十一月奉造畢、尊神三体従神六体仁
 万正余貫仏師給之帰洛（後略）
- 8 引用元 『宗像記追考』 2巻

007

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上（379頁2行）
- 2 種別 工芸
- 3 作品名 翁面
- 4 時代 明応8年（西暦1499年）
- 5 人名 大宮司氏佐
- 6 網文 鐘崎の海より上りたる翁面1面、宗像神社宝物の内にあり。
- 7 本文 宗像神社宝物ノ内に明応八年大宮司氏佐の時鐘崎ノ海より上りたる翁の仮面一ッ
 あり
- 8 引用元 『宗像分限帳』

008

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上（上巻381頁9行）
- 2 種別 絵画
- 3 作品名 歌仙絵

- 5 人名 狩野古法眼・聖護院宮
6 網文 田島社に氏貞寄進の歌仙絵あり。絵は狩野古法眼、歌は聖護院宮なり。
7 本文 〈此（田島）社に氏貞寄進の歌仙あり絵は狩野ノ古法眼が筆也歌は聖護院ノ宮の御筆なり。〉
8 引用元 〔貝原翁云〕

009

- 1 所載箇所 筑前之十一宗像郡上（381頁9行）
2 種別 工芸
3 作品名 鐙一両
5 人名 足利
6 網文 田島社に足利寄進の鐙一両あり。
7 本文 〈此（田島）社に（中略）また足利寄進の鐙一両あり。〉
8 引用元 〔貝原翁云〕

010

- 1 所載箇所 筑前之十二宗像郡中ノ上（392頁6行）
2 種別 工芸
3 作品名 古鏡4面
4 時代 文明12年（西暦1480年）
5 人名 須藤駿河守行重
6 網文 織幡神社に「文明十二年庚子十二月甲辰大吉日須藤駿河守行重」の文面のある古鏡あり。
7 本文 〈織幡神社に古鏡四面あり、其内一面はうらに文字三行あり、文明十二年庚子十二月甲辰大吉日須藤駿河守行重とあり〉
8 引用元 〔宗像末社記〕

011

- 1 所載箇所 筑前之十二宗像郡中ノ上（392頁10行）
2 種別 彫刻
3 作品名 如意輪観音像
4 時代 文永2年（西暦1265年）
5 人名 伝教大師
6 網文 織幡神社に、伝教大師作の本地如意輪観音像あり。
7 本文 文永二年八月九日ノ官符に織幡大明神在^②金崎^①、本地者如意輪観音垂迹者武内大臣

之靈神也云々、鐘崎織幡明神ノ本地如意輪觀音者伝教大師ノ御作云々

8 引用元 『宗像記追考』

012

1 所載箇所 筑前之十二宗像郡中ノ上 (394頁12行)

2 種別 工芸・書跡

3 作品名 翁仮面一面、納蘇利面一面、金紙金泥法華經一部

5 人名 宗像大宮司氏佐

6 網文 宗像大宮司氏佐、鐘崎の鐘を海中より引き上げ、鐘の内より翁面一面・納蘇利仮面一面・金紙金泥法華經一部を得、翁面を第三宮に、納蘇利と法華經を織幡ノ神社に納む。

7 本文 宗像大宮司鐘崎の鐘を海ノ中より上んとせし時彼鐘の内より翁ノ仮面一ツ納蘇利ノ仮面一ツ金(紺カ)紙金泥ノ法華經一部を大亀負て浮出たり、氏佐是を得て翁ノ仮面を第三ノ宮に納め納蘇利と法華經とは織幡ノ神社に納めたるに其夜織幡山に大波打上て仮面と經とは海に入りしとあり。

8 引用元 『海路記』

013

1 所載箇所 筑前之十二宗像郡中ノ上 (395頁 5 行)

2 種別 彫刻

3 作品名 阿弥陀如来

4 時代 文永2年(西暦1265年)

5 人名 定朝

6 網文 宗像鎮国寺に五社本地を安置す。許斐熊野権現本地の阿弥陀如来は定朝作。

7 本文 筑前国宗像宮屏風嶽鎮国寺ハ云々安^②置五社之本地^①、為鎮護国家之道場云々此内許斐ノ熊野権現ノ本地阿弥陀如来者定朝仏ノ自作云々

8 引用元 [文永二年ノ官符]

014

1 所載箇所 筑前之十二宗像郡中ノ上 (396頁10行)

2 種別 工芸

3 作品名 老翁の仮面・鐘

6 網文 許斐社に鐘崎より上がり田島宮に納まるという老翁の仮面あり。銘に「鐘御崎鐘ノ高二丈八尺周同尺龍頭余右ノ鐘者敏達用明両帝之御代從三韓貢云」とあり。

7 本文 鐘ノ御崎より上りて田島ノ宮に納まれりと云老翁の仮面は今許斐社にあり、其銘

に鐘ノ御崎鐘ノ高二丈八尺周同尺龍頭余右ノ鐘者敏達用明兩帝之御代從②三韓①
貢云と記せりと云、

8 引用元 [語伝]

015

- 1 所載箇所 筑前之十三宗像郡中ノ上 (415頁4行)
- 2 種別 彫刻
- 3 作品名 浜宮ノ御正体
- 4 時代 建治3年 (西暦1277年)
- 5 人名 学頭円秀・大中臣経実・大檢校良増・祝宗倫
- 6 網文 浜宮ノ御正体 (本尊一体、左右各二体、使者神二十二体) を注進。本尊は衣冠ノ俗体、左右二体のうち各一体は「鑿指ノ荒作」の天童と女形。
- 7 本文 一浜ノ宮ノ御正体者衣冠ノ俗体〈白大鬚〉所持物者白笏御衣ハ赤色安鞍御座、左方二体ノ内鑿指ノ荒作一体ハ造畢一体ハ共安鞍御座、御居長皆一尺五寸、造畢ノ体ハ天童之形〈木色也〉右方二体ノ内鑿指ノ荒作一体ハ御座同前造畢ノ女形一体ハ御色白色、御衣ハ赤色左右之使者神二十二体ノ内安鞍之天童一体頭光之大兒四人〈皆俗形〉云々右注進如件〈依社家ノ評定〉建治三年〈丁丑〉三月八日学頭円秀・大中臣経実・大檢校良増・祝宗倫

8 引用元 『宗像神社〈建治〉旧記』

016

- 1 所載箇所 筑前之十三宗像郡中ノ下 (436頁16行)
- 2 種別 工芸
- 3 作品名 洪鐘
- 4 時代 永享12年 (西暦1440年)
- 5 人名 豊前州今井庄東金屋大工藤吉
- 6 網文 豊前今井庄東金屋大工藤吉、宗像大宮司氏俊、大願主沙弥藤原道珊の請により、宗像郡縫殿社の洪鐘を造る。
- 7 本文 大日本国筑之前州宗像郡怒山縫殿宮鐘一口ノ事、右意趣者天長地久御願円満天下泰平国土豊饒社家繁昌当村安穩諸人快樂殊者信心息災延命子孫繁昌皆令満足如意吉祥施主大宮司宗像朝臣氏俊・大願主沙弥藤原道珊・豊前州今井庄東金屋大工藤吉安永享十二庚甲天三月七日敬白

8 引用元 [洪鐘ノ銘]

1 所載箇所 筑前之十四宗像郡下ノ上 (455頁4行)

2 種別 彫刻

3 作品名 阿弥陀経石 (石経)・大蔵経

4 時代 宋紹熙6年 (西暦1195年)

5 人名 宗像大宮司氏国・王氏・張氏

6 網文 宗像大宮司氏国、悲母王氏の往生極樂の為、宋より阿弥陀経石を請う。

7 本文 弥陀経石

経石正面〈仏像ノ上〉文に第十八云々〈無量寿経ノ文なり今是を略す〉第十九云々第二十云々南無阿弥陀仏、同正面仏像ノ左肩〈吾右なり〉文に石仏経願殊者为^①悲每 (ママ) 往生極樂願共諸衆生往^①-生安樂国^②、同右肩ノ文にスエノヨニコノ甲ケイロトリタテマツ (本ノマ、) ルヘカラス、同左脇ノ文に夫^①□□一心者不朽□□土衆□□人□大宋□□六年□□皿陽日□□□□ 勿、同右脇ノ文に檀那宗像大宮司〈已下数字見えず〉生善処同成〈已下数字見えず〉同左脇面〈上ノ方〉文に東般ノ給田五段寄進但勤七月ヨリ十二月マ天十齋日御燈ヲ進、歡喜三年辛卯座頭丸 (キズマル) 給田七段并土田六段小、寄進証文有源氏許同年アミダ□□嘉貞 (ママ) 三年丁酉五月廿四日也見アミダ仏記之、同面〈下ノ方〉文に如見阿弥陀仏ノ申文ニ称^① (イヘルカ) 荒蕪年来間更无開作ノ人早任地頭張氏ノ寄進状令開^②-發彼岸田為退代之仏地停^①-止万雜公事於所当ノ米者備石仏経ノ香花仏性ノ用途、可被^①致本家領所社司現当ノ祈請之状如件大宮司宗像朝臣氏国在判神官僧官在名加署、同右脇面文に雖有本文可為此正文^①よせてまつる、ながきよをかぎり、まんごうじ (万雜事)、ゝめん (止免) して、ねんふつ、ようはな、みやかしのれう〈已下数字見えず〉右こゝろざしはをん (遠) 〈 (々) のりやう (靈) とう (等) のごしやうを、とふらひたてまつる、さきのみやつかさうぢぎね、ごんだいぐじうぢ〈此下五六字見えず〉なのうち、はゝ (母) わう (王) のうち、わう (往) じゃうごくらくのためなり、かねてはちやう (張) のうち (氏)、げんぜあんをん、ごしやうぜんしょ (善所)、しゝ (子々) そん〈あんをんのためニ、よせまいらするなり、ちゝはわ (母) ニ、けうやう (孝養) のこゝろざしあらん、しゝそん〈、このむねをたがふべからず、たがへ人はふけう (不孝) のこなり、しゝそん〈ニあらず、のちのしょうもん (証文) のためニ、このよしをほとけのいしにのこし、かきつけさせた聞ふべきなり、承久二年 (庚辰) 二月十二日ちやうのうち在判むなかたの□□在判とあり、さて背面に仏説阿弥陀経と往生浄土咒を刻せり又南無阿弥陀多婆 (婆イ) 夜の数字をも刻添たり、経石高サ三尺五寸三分、下ノ広サ二尺三寸四分、上ノ方広サ二尺三寸七分、厚サ上ノ方七寸三分、下ノ方厚七寸六分、礎石高七寸五分長三寸五分 (上ノ方ハ三尺也)、厚サ一尺二寸七分 (上ノ方ハ二分ナリ)

其下に又一級あり（是は正徳ノ頃に造れり）経石ノ上に蓋あり屋形なり、さて梶原氏〔田島経石ノ記〕に釈氏ノ徒云王日休（宋国学士字虚中号龍舒居士）^① 浄土文ニ云襄陽石刻阿弥陀經乃隋ノ陳仁稜（字長威）^② 所書字画清婉、人多慕玩、自一心不亂而下專持名号以称名故諸罪消滅即是多善根福德因縁、今世ノ伝本脱此二十一字戒度聞持記云朝散郎陳仁稜書碑在襄州龍興寺雲棲ノ註云旧伝此二十一字是襄陽石刻ヨリスト、此碑二十一字ノ文を加へて書モ亦日休ガ言の如クなる時は宋帝襄陽ノ碑を取て贈ル所なるべしと云り然ルヤ否ヤを知らず盖宋人ノ書なるべし、〔史疑鈔直牒十卷〕に襄州者亦名台州州有天山故龍興寺在臨海縣云々とあり田島にある経石則陳仁稜ガ書なりと〔常足按〕ずるに〔選沢決疑〕に隋ノ陳仁稜者靈芝云梁陳仁稜梁隋相並故非相違云云彼石碑ノ経本ハ梁ノ陳仁稜書至今既経六百餘歳竊疑今ノ本相伝訛脱云云朝散郎陳仁稜書碑在襄州龍興寺本朝ノ殿撰季公諱支聞字季益嘗守官於彼持此經歸錢唐疏主得之喜不自勝遂復刊石立於靈芝大殿之後統因兵火焚毀悲夫、なども見えたるが如く書体清婉なるに因て是を模写して又石に刻めるを送れるにてもあるべし）、云云石仏を宗像大宮司より悲母往生極樂の為に宋国に請へる物に似たり悲母今知ルベからざると云へども右脇ノ文を考れば悲母は王ノ氏にて張ノ氏の母なるべきか云云此碑宋国より贈來ル事宗像記以下諸書に記する処詳略あり、其大概を挙て云ば治承年中内府重盛公宗形氏国が家臣許斐忠太妙典入道をして金三千兩を宋国に遣ハして育王山に祠堂料を寄附せられしかば建久九年ノ秋宋国より内府追善の為に蔵經及び石經を載て宗像ノ江口に着船す、時に平氏既に亡ヒて受ケべき人なければ蔵經石碑を氏国に属して帰る。石碑は神社ノ傍に建置ケるを承久二年に氏国山下に石屋を作て安置すと云、今石仏ノ側に刻する所剥して審に知ルベからざれども勝テ考ふるに大宋ノ紹熙六年改元有りて慶元と号す云云紹熙六年は我建久六年なり、是宗像氏国初度大宮司補任中に当る然れば大宮司は氏国なるべし、〔宗像記〕に氏国博学にして重盛公の師たりし由見えたれば其恩願を蒙ることも厚かるべし、治承三年重盛公薨給ひて建久六年は十七周年に当れば氏国其追善を修行せむ為に兼て重盛公の帰依有し宋国育王山ノ僧徒に（〔宗肩記〕に育王山仏照禪師は元より重盛卿の帰依にて音信数度に及ぶ梁史二卷三宝供養伝五卷を小松殿に贈る）施物を遣ハし石仏を需メしに因て彼より贈渡せしか云云、数十字剥落したる内に重盛公ノ菩提の為に此碑を求し事有しも知ルベからず、又氏国源氏を畏て自家の為として其宿志を報せしにても有むか、檀那宗像大宮司と記せれば假令氏国に非とも必竟大宮司施物を行て此碑宋国より渡せし事顯然たり〔旧記〕に大宮司の求とせずして直に重盛公ノ冥福の為とする事是源氏を畏憚てかく語へたるを能其事蹟を詳にせずして記したるなるべし云云扱石碑は山下ノ弥陀屋敷ノ池ノ中島に石屋を作て数百年安置せしを万治三年庚子九月十三日大風吹て石屋ノ上に覆掛れる楠木を吹折り石屋を碎く時に石碑も中より二ツに

折る、其明々年寛文二年壬寅石碑を石灰にて継ギ本社ノ傍に移シ立ッ（正徳五年乙未十二月京都ノ賈人日野屋吉右衛門・大阪ノ賈人日野屋善左衛門共に云云宝形作りの小堂を建て仏石ノ下に石を敷て礎を二重とし其石に寄進の年月姓名を刻す云云とあり、其後ノ事は是を略す、）

8 引用元 『田島石経記』・『史疑鈔直牒』10巻・『選択決疑』・『宗像記』・『旧記』

018

1 所載箇所 筑前之十四宗像郡下ノ上（458頁13行）

2 種別 彫刻

3 作品名 色定法師木像

4 時代 仁治2年（西暦1241年）

5 人名 色定法師木像

6 網文 僧栄範の勧進により、宗像第一宮座主色定大法師の木像成る。

7 本文 [色定法師木像ノ銘] 大日本国鎮西筑前州宗像第一宮座主色定大法師一切経律論一筆書写行人仁治二年（辛丑）十二月九日刻之勧進ノ僧栄範、次年十一月初六日（甲申）已刻入滅畢とあり、さて〔梶原氏田島石経記附言〕に宗像田島ノ社内ニ色定法師一筆書写ノ大蔵経あり全部五千四十八卷内四百四十八卷ハ年久して虫喰紛失す余リ四千六百卷有しを元禄十五年壬午六月廿八日ノ洪水に千二百余卷水に浸す然れども破損する物二百三十卷に過ず延享三年丙寅夏四月廿一日郡大森善左衛門命ヲ承て社人をして色定書写ノ経卷ノ員数を案驗し并に題跋を書拔しむ六日にして業を畢て奉る此時卷数四千三百七十五卷見存す水損蠹蝕して全卷ならざる物も亦百二十余卷あり合て四千五百卷と記す其題跋中ニ所々遊歴して書写する事見ゆ建久元年庚戌八月上旬ヨリ同二年七月上旬マテ彦山ニオイテ書之同年甲寅三月十九日香椎報恩院ニテ書之同年同月二十二日香椎宮別処報恩院寺于後門書之同年四月三日宗形社領吉原寺財秀房ニテ書之同年五月廿一日吉原観音堂仏前ニテ書之同六年乙卯四月十九日廿日両日王城綾小路之北自猪隈東于乘禅房宿所書之或一条辺ニテ書写同年同月二十四日二十五日淀泊ニテ書之建仁元年辛酉五月八日大宮ニ籠リテ書之建永二年丁卯二月十日長門関ニテ書之同三月一日安芸国太方ニテ書同月六日同国小方ニテ書承久三年辛巳三月十六日中御殿室前ニテ書之嘉禄二年丙戌四月十八日門司関ニテ書之同月廿四日備後国立毛泊ニテ書、同月廿七日讃岐国海路馬齒ニテ書之同月二十九日晦日里海泊ニテ書同月五月一日淡路国武島津ニテ書之同月二日同国治島ノ津ニテ書之同月四日紀国比位泊ニテ書之等なり、又建暦二年壬申十一月十三日同十六日雷山寺住僧定心を使として闕卷三卷を箱崎より借て書写せし事あり文治建久ノ頃は良祐と書、承久ノ頃は経祐と書、建暦ノ頃は栄祐と書、嘉暦安貞ノ頃は色定と書、又偶ニ識定とも書、文治三年丁未筆を起し安貞二年戊子功を卒ふ中

間四十二年にして大業成、嘉祿二年丙戌五月一日ニ書写せし卷末ニ執筆經書写比丘色定法師生年六十八書之とあり然れば平治元年ノ生にして二十九歳にて業を始め七十歳にて業を終りしなり此經卷文治三年より文化十四年まで六百三十一年を経て接縫（ツギメ）脱する事なし宋ノ糊法を用ふと云、〔宗肩記〕に色定一日法華四功德ノ文を読んで發願して写經すと云さも有ルべし其業を始ムる事華嚴經より其經書写畢て跋云夫レ良祐身堅固ニシテ受持三帰五戒自筆奉書一代諸經其内華嚴經一部筆功畢、抑昔釈尊三七日振弁舌說華偈今弟子九十日穿拙掌馳筆解說書写雖異開悟得脱是同矣先肇方広大乘之法味忝賁三神之靈威殊奉祈聖朝安穩天長地久本家泰平、延齡持福、并社頭長吏上下諸人、宮中豊饒清謐安寧ノ由、次尊師聖靈學頭良印、分此二処三会之說、育彼一字千金之恩重、請双親ノ父母、二人ノ姉弟、同遊寿域共誇福庭矣亦々勸紙勸墨之桑門西觀、隨施隨与之檀主、現侷クシ齡ヲ松子当ニハ結跏ヲ蓮華乃至一攬一交同行心昭、三千ノ異類、一々離ル憂苦各々預喜樂殊ニ誓弟子自發願書写之始至所作已弁之終貝葉五千卷不退一字命根數十廻令除九横深五時經卷入力永離五怖畏之道焉厚八方法門結緣疾入八解脫之門矣、文治三年歲次丁未始自四月十一日（壬午）卯時、終至七月十二日（辛亥）酉時此經五帙書畢、一切經一筆書写行人僧良祐、また大涅槃經書写畢て跋云、五部ノ大乘經・華嚴・大品・大集・法華・涅槃、已上一百九十卷・十九帙、始自文治三年（丁未）四月十一日（壬午）卯時、終至于文治四年（戊申）十二月十二日（癸酉）酉ノ時書写畢、本經主綱首張成、墨檀越、綱首李榮、始自関白殿下終至于人民百姓等殊分別当社本家預所宮司宗像朝臣実并妻子惣神冠僧冠貫首禰宜預參議諸卿文武百寮各願円満別ニ父母姉弟別三人同行僧心昭料紙勸進僧西觀一切經一筆書写行人、并六郎從黒法師丸、同年死、惣一切衆生父母兄弟祖父祖母為往生極樂証大菩提書写如件、亦〔宗肩記〕に、色定写經の功德を勸進しければ大宮司氏国歸依の思をなし父氏実菩提の為に施助して色定が志を遂しむ左も有ルべし今其跋一二を挙ぐ一切經書写ノ御志者過去慈父御尊靈先ノ大宮司宗像朝臣氏実為離苦得樂証大菩提建曆三年癸酉四月十一日（壬午）大願主孝子從五位下行大宮司宗像朝臣氏国云云一切經一筆書写比丘榮祐法師建曆四年甲戌正月一日書之御尊靈先ノ大宮司宗形朝臣氏実為離苦得樂とあり是等ノ跋を以て色定書写の趣は全ク氏国父氏実菩提の為に良定をして書写せしむるなりと思人あり、前後の題跋を見ざる人はさも思ふべきなりされども色定業を始メしは文治三年にして氏実社務中なれば其失考なる事明かなり扱此經を収蔵せし堂は国主忠之公再建有て已來度々修復有しが云云此堂の中央に色定法師の木像を安置す実に古作なり其像裸体にして社務職より年々布ノ法衣を被らしむ〔里人ノ談〕に法衣を与ふる人なき時則經卷失亡の時と色定自誓しと云云云色定姓は佐伯社僧兼祐ガ子姉弟あり姉ハ安部惟比久ガ妻、弟ハ佐伯兼久と云（建久九年戊午六月廿一日良祐ガ書する題跋に見ゆ）社僧學頭良印に学ぶ云

云、また色定が事は本朝高僧伝十三巻釈ノ良祐カ伝に釈良祐号安覚一名色定即建仁栄西禪師ノ弟也云云筑之吉原観音香椎・箱崎・豊之彦山・淡之武島等ノ地遊歴踏遍踰海在宋十寒煥暗記一蔵不舎寸陰還止筑前田島住香正寺祈素願之速成日詣八大寺ノ神胸帯經案行歩揮筆承元ノ初年終功一筆凡經凡律論該計其部六百三十八其卷二千七百四十五其帙二百五十八也大宮司宗像ノ氏国与祐雅好捨財建堂度神祠ノ側祐自彫像守護真曲云云と見えたり、貝原翁云色定は仁治二年寂す年八十三其墓は田島村興聖禪寺にあり白塔と云横岳山嵩福寺ノ末寺なりされども興聖寺は色定が住めりし寺にはあらず其後開基せし時墓は寺ノ境内に残れり（後略）

8 引用元 [色定法師木像ノ銘]・『田島石経記』附言・『宗肩記』・〔里人ノ談〕

019

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（465頁4行）
- 2 種別 絵画・彫刻
- 3 作品名 両界曼荼羅・諸尊像
- 4 時代 弘長3年（西暦1263年）
- 5 人名 大宮司宗像朝臣・皇鑑聖人
- 6 網文 大宮司宗像朝臣、鎮国寺に寺領を寄進し、皇鑑聖人を長老とし、両界曼荼羅と諸尊像を安置する。
- 7 本文 寄^②-進宗像大菩薩寺領之事、四至（中略）右（鎮国）寺ハ（中略）第一宮者大日遍照^②之垂迹也（中略）^①仍安-置諸尊集-会^①両界曼荼羅接-在諸堂尊像（中略）且以皇鑑聖人^①為長老可^①令門弟相承^①給也者奉^①-為公家武家可^②被致^①現当ノ御祈禱之状如件弘長三年三月十五日大宮司宗像朝臣判とあり

8 引用元 『宗像記追考』

020

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（465頁12行）
- 2 種別 工芸
- 3 作品名 経筒
- 4 時代 徳治3年（西暦1308年）
- 5 人名 皇鑑
- 6 網文 遠賀郡山鹿村法輪寺境内発見の経筒に勸進遍昭金剛皇鑑の銘あり。
- 7 本文 〈文政六年遠賀郡山鹿村法輪寺の境内より掘出せる経筒の〔銘文〕に徳治三年正月廿二日云々勸進遍昭金剛皇鑑とあり〉
- 8 引用元 [銘文]

021

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（466頁9行）
- 2 種別 彫刻
- 3 作品名 阿弥陀弥陀像・如意輪観音像・石体不動
- 5 人名 定朝仏師・伝教大師
- 6 網文 鎮国寺に五社本地仏安置される。その中に定朝仏師作阿弥陀如来、伝教大師作の如意輪観音像あり。霊鷲崛に古仏霊像の石体不動あり。
- 7 本文 （鎮国寺五社之本地）所謂大日・釈迦・薬師・弥陀・観音也、此内許斐熊野権現ノ本地阿弥陀如来者定朝仏師ノ自作鐘崎織幡明神ノ本地如意輪観音者伝教大師ノ御作加之石体等身ノ不動者安置霊鷲崛是又古仏霊像也^②^①
- 8 引用元 『宗像記追考』

022

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（467頁4行）
- 2 種別 彫刻
- 3 作品名 宗像社尊神
- 4 時代 永禄3年（西暦1560年）
- 5 人名 豪能法印
- 6 網文 鎮国寺二十七世豪能法印、宗像社尊神開眼供養導師をつとめる。
- 7 本文 永禄三年十一月十九日辰刻尊神開眼供養導師鎮国寺二十七世之住持豪能法印也
- 8 引用元 『宗像記追考』宗像宮〈天正六年〉置札ノ文

023

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（上巻467頁9行）
- 2 種別 絵画・書跡・彫刻・工芸・文書・建築物
- 3 作品名 文永2年の太政官符、大宮司寄進状、金胎両部曼陀羅2幅、唐筆大般若経1部、鰐口、鉦鉢、五仏堂
- 4 時代 文永2年（西暦1265年）
- 6 網文 鎮国寺に文永2年の太政官符、大宮司寄進状、金胎両部曼陀羅2幅、唐筆大般若経1部、鰐口、鉦鉢、五仏堂あり。
- 7 本文 鎮国寺に文永二年の太政官符あり又大宮司寄進状一通あり金胎両部の曼陀羅二幅あり唐筆にていとくうるはし大般若経一部あり、五部（仏）堂には鰐口・鉦鉢あり、五仏堂は昔より国主の修造なり
- 8 引用元 [貝原翁云]

024

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（467頁13行）
- 2 種別 彫刻
- 3 作品名 窟不動（岩屋不動）
- 6 網文 鎮国寺に石体長三尺六寸の窟不動（岩屋不動）あり
- 7 本文 〈鎮国寺ノ窟不動と云は寺より□町ばかり□方の谷を登りて上にありその
辺に石に梵字を彫付たるもの多し甚古きものなり云云、田島ノ本社より山下ノ橋
まで五町半山下ノ橋より寺まで二町許あり、岩屋不動石体長三尺六寸あり文字を
剋付たりふるくして見えず、正月六月廿八日ノ祭日は遠近より詣る者多し〉
- 8 引用元 『宗像分限帳』

025

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（468頁12行）
- 2 種別 絵画・工芸
- 3 作品名 宗像氏貞影像・位碑
- 5 人名 宗像氏貞
- 6 網文 宗像郡上八村承福寺に、宗像氏貞の影像・位碑あり
- 7 本文 〈宗像郡上八村承福寺山号は安延山開山は月潭或月菴、此寺に大宮司ノ墓五六基
あり氏貞をも此寺に葬る今も墓あり土民は其墓所を御塔と云氏貞の影像并位碑あ
り〉
- 8 引用元 〔貝原翁云〕

026

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（469頁2行）
- 2 種別 工芸
- 3 作品名 経筒
- 4 時代 保延5年（西暦1139年）
- 5 人名 琳慶
- 6 網文 宗像宮帝見寺の僧琳慶、経筒を供養す。
- 7 本文 宗像宮帝見寺右為滅罪生善之住僧琳慶筒一口事保延（七十五代）五年（歳次己未）
所奉供養如件十一月五日壬午とあり、〈此経筒は銅にて造れり是は享保の頃遠賀
郡中間村八王子の社地より掘出せるを彼村の神官伊藤氏の家^②に持伝へたり〉
- 8 引用元 〔経筒ノ銘文〕

027

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（上巻471頁14行）
- 2 種別 工芸
- 3 作品名 洪鐘
- 4 時代 延徳4年（西暦1492年）
- 6 網文 筑前州宗像郡曲村相国山東光寺延徳四年銘の洪鐘、肥前国彼杵郡肥ノ御崎の観音堂にあり。
- 7 本文 筑前州宗像郡曲村相国山東光寺延徳四年十月八日とあり、此鐘は肥前国彼杵郡肥ノ御崎の観音堂にあり。
- 8 引用元 [洪鐘ノ銘]

028

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（472頁14行）
- 2 種別 書跡
- 3 作品名 一切経
- 5 人名 色定法師
- 6 網文 色定法師一切経書写の旧跡に興聖寺を建立す。
- 7 本文 色定法師此処にて一切経を写せし事ありて其旧跡に寺（興聖寺）を建たる物なりと云う

029

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（474頁11行）
- 2 種別 彫刻
- 3 作品名 大日如来像
- 5 人名 空海
- 6 網文 宗像久原ノ覚王寺小堂に空海作の高さ三尺計の大日如来座像あり。
- 7 本文 <昔ノ本尊大日如来は座像にして高^サ三尺計空海ノ作なりと云脇立も古し此仏は別に小堂ありて是を入る今ノ本堂にある本尊は十一面観音なり（後略）>

030

- 1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（476頁3行）
- 2 種別 法会
- 3 作品名 法華八講・論談・修正
- 6 網文 宗像孔大寺千手堂にて二月朔日から三日にかけて法華八講論談付修正などの法会あり。

7 本文 〈二月朔日夜千手堂仏事法華八講論談付修正、二日千手堂仏事法華八講論談付修正三日夜千手堂修正仏事（後略）〉

8 引用元 『正平記』

031

1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（479頁7行）

2 種別 工芸

3 作品名 翁面・鐘

5 人名 宗像大宮司左衛門尉興氏

6 網文 宗像大宮司興氏、鐘崎にて鐘を上んとする時に得た老翁面を田島宮に納む。此面を九月朔日の猿楽に用う。今許斐神社にあり。

7 本文 宗像大宮司左衛門尉興氏かねのみさきの鐘を上んとするにあがらず又海面にあやしき物あり勝浦の海人に命じて取上るに老翁ノ面なり則此面を田島ノ宮に納む今にあり此面九月朔日の猿楽に用ふとあり、此面今は許斐神社にありと云、其記に鐘御崎ノ鐘高二丈八尺周同尺龍頭三尺余右之鐘者敏達用明兩帝の御代從三韓貢云となどあり^②^①

8 引用元 『宗像軍記』

032

1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（492頁7行）

2 種別 建築物

3 作品名 允明盧公墓

4 時代 正平10年（西暦1355年）

5 人名 允明盧

6 網文 允明盧公墓、鎮国寺にあり

7 本文 正平十年二月九日往生極楽□□大明国使從仕郎山西行省都事允明盧之墓〈此石碑は鎮国寺の境内にあり〉

8 引用元 〔碑銘〕

033

1 所載箇所 筑前之十五宗像郡下ノ下（495頁13行）

2 種別 彫刻

3 作品名 石仏

4 時代 元永2年（西暦1119年）

5 人名 沙弥妙法

- 6 綱文 沙弥妙法、石仏を造立す。十二万本率都婆、金銅阿弥陀像数体仏菩薩像、奉写蓋幡花
 幡花饒宝樹六鳥楽妓、極楽郷池中弥勒仏頭などの仏事をおこなう。
- 7 本文 願主沙弥妙法記、奉造立十二万本率都婆金銅阿弥陀像数体仏菩薩像等奉写蓋幡花
 饒宝樹六鳥楽妓極楽郷池中弥勒仏頭十三事十四并勒元永二年十一月七日建立了^①
- 8 引用元 [石仏銘]



図1 宗像大社所蔵 阿弥陀経石
阿弥陀仏面 全景



図2 宗像大社所蔵 阿弥陀経石木製模
刻 阿弥陀仏面 全体

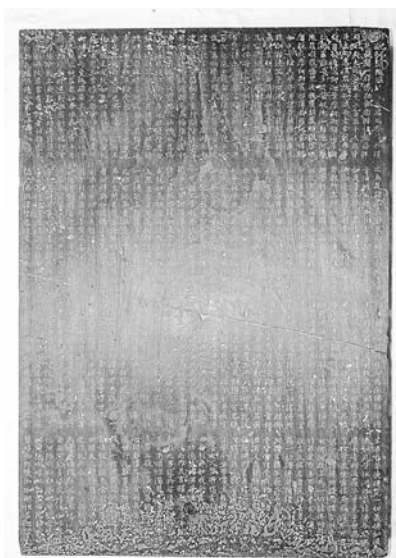


図3 宗像大社所蔵 阿弥陀経石木製模
刻 阿弥陀経面 全体



図4 同図2 裏面陰刻銘



图5 宗像大社所藏 阿弥陀经石木製模刻 阿弥陀仏面部分



图6 宗像大社所藏 阿弥陀经石木製模刻 阿弥陀经面部分

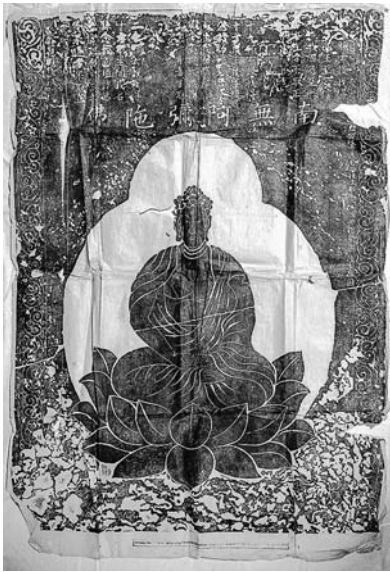


图7 浄満寺所藏 阿弥陀经石拓本 阿弥陀仏面全图

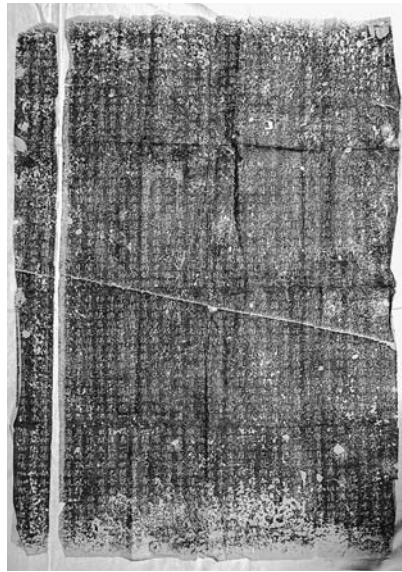


图8 浄満寺所藏 阿弥陀经石拓本 阿弥陀仏面全图

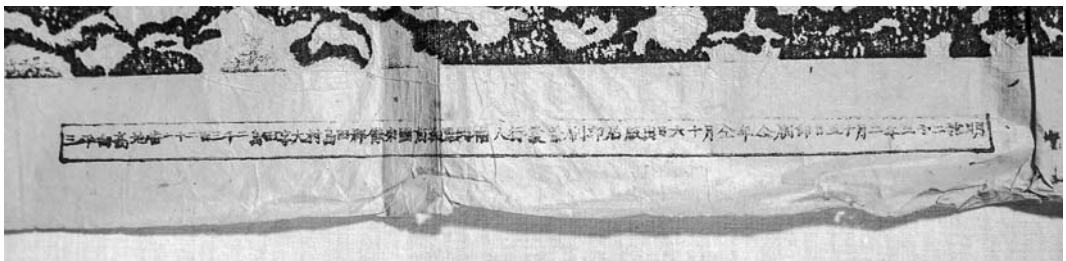


图9 同图7 下方余白墨摺銘

〔調査概報〕宗像大社所蔵の阿弥陀経石木製模刻～阿弥陀経石の受容と展開～

はじめに

宗像大社所蔵の阿弥陀経石（重要文化財指定）については、現在に至るまで多くの言及や研究が蓄積されている（註1）。『太宰管内志』の「阿弥陀経石」の項目は長文で（史料番号017）、刻銘、『田嶋石経記』、『宗像記』ほか伝承も含めた複数の史料が収録され、著者伊藤常足の考察も付加され、注目度の高さが窺える。本稿では、宗像大社に所蔵される阿弥陀経石木製模刻について紹介した上で、石造物史と拓本史の観点から、阿弥陀経石の受容と展開について再考したい。

1) 阿弥陀経石

阿弥陀経石は本体の碑石（高106.6幅72.3厚22.8※単位は全てcm、以下同）、屋根状の笠石、碑を支える礎石の三部分から構成され、礎石下には正徳5年（1715）に造られた敷石を備える（図1）。碑石には、一面に「仏説阿弥陀経」の全文と「無量寿仏説往生浄土呪」が15字詰33行で4段にわたり陰刻され、もう一面に蓮華座上に結跏趺坐する定印の阿弥陀坐像の浮彫、「南無阿弥陀仏」の名号、阿弥陀四十八願の第十八・十九・二十願が陰刻される。さらに全面各所に追刻銘が施されている。

本碑は、宗像大宮司が檀那となって宋にて造成させ将来したもので、承久2年（1220）宗像氏忠の妻・張氏が、一族と衆生往生のため本作品に田地を寄進したことが銘文から知られる。本碑の阿弥陀経テキストが通行本より21字多く、法然が建久9（1198）年の『選択集』に引用した「襄陽石経」に該当するため浄土教信仰の諸派により重要視され、近世以降数多の拓本が流布し、正徳4（1714）年に京都知恩寺、延享3年（1746）年に正林寺に模刻碑が建立された（註2）。

2) 阿弥陀経石木製模刻

宗像大社に所蔵される阿弥陀経石木製模刻2枚は、赤味をおびた広葉樹の一枚板に、原碑の阿弥陀仏面と経面を各々別に同寸で陰刻した作品である。法量は、阿弥陀仏面（図2）は板縦99.6、幅70.8、厚2.7、経面（図3）は縦99.6、幅69.5、厚3.1で、原碑より縦7cm、幅2cm程小さい。二面とも裏面には横木を上下三段に嵌め込み（註3）、阿弥陀仏面の裏面に「明治廿二己丑年初冬／太宰府／高根勝也謹彫刻」の陰刻銘（図4）がある。彫りの深さは、阿弥陀仏面は頭光の付近で2.5～3.0mm程度、経面は1mm程度である。阿弥陀仏面・経面のいずれも原碑の破損を忠実に写し取っており、大きく破損した部分は面的に、細かく破損した部分は点描状に陰刻している。

阿弥陀仏面は、部分的には大粒の羅髮や切れ長の目などの形態や黒眼に濃墨を点じ強調する点などに原碑の特徴を写そうとする姿勢は窺えるが、全体的には浮彫から平面陰刻へ置き換えたため当然原碑の立体性は失われ、仏像の顔が面長となるなど原碑との差異が目立つ（図5）。経面は、一見すると近似しているようだが、原碑の整然とした字配りや彫りの深い精緻な書体と比べ、各段の間の余白が狭く書体が不揃いな点などに様式的な崩れが認められる（図6）。

阿弥陀仏面の裏面の銘（図4）はシャープな輪郭で深く陰刻されていることから、模刻にみられる様式的崩れは、模刻作者の力量不足ではなく拓本からの模刻という制約に起因することが推

測される。大型の一枚板に、平面的な仏像、書体の異なる経文や銘文、破損部分など、原碑の形態を複製した高根勝也は、現時点では詳細は不明ながら木板彫刻に習熟した技術者であったと推定される。

3) 阿弥陀経石の拓本

阿弥陀経石の拓本は近世以降夥しく作られたことが知られているが、川添氏の紹介する5点以外に、これまで下記7件9点の新出作品が筑紫女学園大学主催の真宗寺院文化財調査により確認された(註4)。阿弥陀経石拓本は、福岡県下の真宗寺院に多く見られる所蔵品であるといえる。

- 1 朝倉市品照寺(経文と仏像上部の合成) 1幅 掛幅装 125.0×70.4
- 2 直方市浄福寺(経文と仏像上部の合成) 1幅 掛幅装 126.7×68.6 巻留「石刻四紙経」
- 3 福岡市妙徳寺(経文・仏像各別) 2幅 掛幅装 経98.0×699 仏97.7×70.0
- 4 嘉麻市浄圓寺(経文のみ) 1幅 掛幅装
- 5 福岡市浄満寺(経文・仏像を上下に表装) 1幅 掛幅装
- 6 同上 (経文・仏像各別) 2枚 めくり(図7、8)
- 7 同上 (仏像のみ) 1枚 めくり

上記6の阿弥陀仏面は、下方余白に「明治二十三年二月十五日印刷同年同月十九日出版届印刷兼發行人福岡縣筑前國宗像郡田島村大字田島二千三百二十一番地高向平三」の墨摺銘を持ち(図9)、木製模刻の阿弥陀仏面と全体の寸法や表現が合致するため、明治22年(1889)10月に高根氏が刻成した模刻を、翌年2月に高向氏が印刷して発行したものと判断できる(註5)。阿弥陀経石拓本と称される作品について、直接でなく間接拓本である可能性の根拠が確認されたことで、今後拓本全体の再検討が必要となる。

阿弥陀経石の拓本史のなかで真宗僧が関わった事項として、宝永5(1705)4年の義山による書家雲竹の臨模本の出版、宝暦13(1763)年の安芸の宗朗による刊行がある。拓本が真宗寺院にのみ集中しているのか否かも含め、真宗寺院と阿弥陀経石拓本との関係、明治の木製模刻による拓本発行の詳細など、今後の研究課題としたい。

4) 阿弥陀経石の受容背景

阿弥陀経石の受容背景となった当地域の阿弥陀造像の歴史を、作品の伝承率の高い石造品から確認するため、福岡県下の鎌倉時代までの阿弥陀関係石造物の現存作例を挙げると下記ようになる(註6)。当地域の平安時代までの年紀銘のある石造物(1~4)は全て阿弥陀信仰に関わること、平安時代までは遠賀川流域の嘉穂から宗像付近に集中していたのが、鎌倉時代以降になると筑後地方にも広がるのがわかる。

- 1 直方市植木横町観音堂 梵字阿弥陀三尊碑 延久2年(1070)県指定
- 2 宗像市鎮国寺 阿弥陀如来碑 元永2年(1119)県指定(史料番号033)
- 3 福津市本木 伝宝林寺跡大日・釈迦・阿弥陀文字三連碑 天治2年(1125)市指定
- 4 飯塚筒野 五智如来板碑 養和2年(1182)国重文
- 5 宗像大社 阿弥陀経石 南宋 宗像市 国重文(史料番号017)

- 6 古賀市筵内 熊野神社阿弥陀如来碑 建長7年(1255) 県指定
- 7 浮羽郡吉井町 阿弥陀経文字板碑 嘉元3年(1305)
- 8 小郡市西島 阿弥陀彫像板碑 元亨二年(1322) 市指定

北部九州における浄土教美術については、主に寺院の本尊となる金銅製や木造の彫刻に観点をおく考察がなされ、8世紀に遡る観世音寺の丈六金銅阿弥陀像をはじめとして、宇佐、国東地方の神仏習合の影響下での天台浄土教を背景とした造寺造仏などの展開があとづけられてきた(註7)。今回は石造物の観点から、平安時代から鎌倉時代にかけて、阿弥陀信仰が福岡県下に浸透していたことが確認できることを指摘した。当地域に根付いていた様々な素材による仏教造像の歴史の上に、阿弥陀経石は受容されたのである。

結論

本稿では、宗像大社所蔵の阿弥陀経石について、宗像大社所蔵の木製模本の調査をふまえ、鎌倉時代における受容と近世以降の展開について石造物史と拓本史の上で検討を加えた。その結果、阿弥陀経石は北部九州の基盤的信仰として普及していた阿弥陀信仰の中で、石造による造仏の伝統を背景として受容されたこと、また江戸時代以降数多く作られた拓本の中には木製模刻からの拓本が含まれていること、さらにそれらの拓本が、浄土仏教諸派のうち、江戸時代福岡藩の最大宗派となっていた真宗寺院に多く所蔵されていることが明らかになった。阿弥陀経石は、日本では唯一の石仏と石経を組み合わせた作品として、北部九州の地を場として、中世から近代まで受容・展開をとげたのである。

【附記】 作品調査に関し、所蔵者の宗像大社と浄満寺のご高配にあずかりました。調査実施に際しては、福岡真貴子氏(宗像大社文化局主任学芸員)・河窪奈津子氏(同学芸員)・木本拓哉氏(筑紫女学園大学人間文化研究所客員研究員)のご協力を得ました。ここに記して謝意を捧げます。

(註1) 長沼賢海「宗像神社の阿弥陀経石」『日本宗教史の研究』(教育研究会、1928年)、西岡虎之助「宗像神社の阿弥陀経石の研究」『西岡虎之助著作集 第3巻 文化史の研究I』(三一書房、1984年)、正木喜三郎「平家伝説に関する一考察—筑前宗像における—」『東アジアと日本 歴史編』(吉川弘文館、1987年)、原田大六『阿弥陀経石の謎』(六興出版、1984年)、平田寛「中世の美術 第1節 2 阿弥陀経石」(宗像市史編纂委員会『宗像市史』通史編第4巻、宗像市、1996年)、川添昭二「福岡県宗像大社所蔵『阿弥陀経石』について—『日蓮と浄土教』についての参考資料として—」(『日蓮教学研究所紀要』第30号、2003年)、静永健「阿弥陀経石の航路」東アジア地域間交流研究会『から船往来—日本を育てた ひと・ふね・まち・こころ—』(中国書店、2009年)、川添昭二『宗像大社文書』第4巻(宗像大社社務所、2015年)。とくに研究史については、川添昭二氏の著書に網羅的に要約されており、本稿は多くを本著書によっている。

(註2) 以下拓本史に関しては川添註1 前掲書「4 模刻、拓本」。

(註3) (仏面)裏面に横木3本を嵌込、天地中央に鉄鏝を打つ。各部分の法量は本文参照、横木幅は4.1～4.3。(経面)裏面に横木3本を嵌込。横木第一、二の間、第二、三の間は横木に沿って溝を彫り、中央部分を突起帯とする。各部分の法量は板上辺～横木第一上辺6.0、横木第一幅4.5、横木第一下方溝幅7.7、横木第一、二中間突起帯幅24.4、横木第二上方溝幅5.0、横木第二幅4.7、横木第二下方溝幅4.8、横木第二、三中間突起帯幅24.3、横木第三上方溝幅7.5、横木第三幅4.7、横木第三下辺～板下辺6.0。

(註4) 『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(2)』(筑紫女学園大学・短期大学部、2011年)、『筑紫女学園大学人間文化研究所モノグラフシリーズ 第2号 西国浄土真宗文化財調査研究報告書(4) 浄福寺資料』(2017年)、『同 第4号 西国浄土真宗文化財調査研究報告書(5) 妙徳寺資料』(2019年)、『法喜山品照寺史』(法喜山品照寺、2018年)。

(註5) 宗像の高向平三、太宰府の高根勝也については不詳。阿弥陀経石と太宰府の関係については、記録として「太宰府天満宮社地にある石碑」(宗像大社文書63号太宰府天満宮大宮司あて池田監物書状)、作品として「太宰府天満宮所蔵拓本2幅」がある。川添註1前掲書参照。

(註6) 多田隈豊秋『九州の石塔上巻』(西日本文化協会、1975年)、大護八郎監修『日本の石仏1九州篇』(国書刊行会、1984年)。

(註7) 大分県立歴史博物館編集『平成十六年度特別展 南無阿弥陀仏 浄土への道』(2004年)、深町純亮監修『図説嘉穂・鞍手・遠賀の歴史(福岡県の歴史シリーズ)』(郷土出版社、2006年)、末吉武史「九州の浄土教美術—阿弥陀像を中心に—」(福岡市博物館『浄土九州』、2019年)。

【挿図典拠】

図1：『宗像大社文書』第4巻(宗像大社社務所、2015年)215頁掲載図版複写

図2-9：筆者撮影

(こばやし ともみ：アジア文化学科 准教授)

太宰管内美術史料(稿) 4

附〔調査概報〕宗像大社所蔵の阿弥陀経石木製模刻～阿弥陀経石の受容と展開～

小林 知 美

Art-historical Materials Extracted from the
"Dzaikannaishi": Part Four

Tomomi KOBAYASHI

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報
第30号
2019年

ANNUAL REPORT
of
THE HUMANITIES RESEARCH INSTITUTE
Chikushi Jogakuen University
No. 30
2019